

〇きくち暮らしお試し住宅条例施行規則

平成29年12月20日

規則第30号

改正 平成30年12月28日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、きくち暮らしお試し住宅条例(平成29年条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 条例第4条の規定に基づききくち暮らしお試し住宅(以下「お試し住宅」という。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として使用開始を希望する日の21日前(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)までにお試し住宅使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用資格の調査上必要がある場合において、申請者に対し次の各号に定める書類等の提示を求め、又は提出させることができる。

(1) 運転免許証の写し又は保険証の写し等本人確認が出来るもの

(2) 現住所地において税等の未納がない証明

3 市長は、提出されたお試し住宅使用許可申請書の内容を審査して使用の適否を決定し、その結果についてお試し住宅使用許可通知書(様式第2号)又はお試し住宅使用却下通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

4 市長は、使用の許可に際し必要な条件を付すことができる。

(使用許可の申請の回数等)

第3条 前条に規定する使用許可申請は、空き家バンク利用登録本人のみとし、同一年度内において2回を限度とする。

2 年度を越えての使用許可申請はできない。年度を越えて継続して使用する場合はそれぞれの年度ごとにそれぞれの使用許可申請をするものとする。

(使用料及び費用負担)

第4条 条例第6条に規定する使用料のほか次に掲げる費用は、条例第4条の許可を受けた申請者(以下「使用者」という。)の負担とする。ただし、市長が使用者に負担させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 汚物及び塵埃の処分等清掃衛生に要する費用
 - (2) 障子及び襖の破損による張替え、ガラスの破損による取替え並びに電灯施設等を破損した小破修理に要する費用
 - (3) 飲食費、消耗品費(日常生活に係るものに限る。)、寝具及びお試し住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用
 - (4) 携帯電話、スマートフォン等それに類する通信を伴う機器の使用により発生する通信費
- 2 条例第6条に規定する使用料について、使用者は、市の指定する方法により使用開始の日以前に納付するものとする。
- 3 前項の規定により納付した使用料は還付しない。ただし、市長が特に認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 前項の規定により使用料を還付する割合は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合とする。
- (1) 災害、使用者又は親族の疾病その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなった場合 既に納付した使用料から使用済期間分の使用料を差し引いた金額の10分の10
 - (2) 市長が特に必要と認め、使用期間を短縮した場合 既に納付した使用料から使用済期間分の使用料を差し引いた金額の10分の10
 - (3) その他やむを得ない事由により市長が特に認めた場合 その都度市長が決定する割合
- (使用者の遵守義務)

第5条 使用者は条例第7条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) お試し住宅を留守にするとき及び就寝するときには、必ず施錠し防犯等に努めなければならない。
- (2) お試し住宅内は喫煙してはならず、火気の取扱いは十分注意すること。
- (3) お試し住宅に備付けの家電製品等の備品及び什器類は適切に取り扱うこと。
- (4) お試し住宅周辺の除草等を適宜行い、環境美化に努めること。
- (5) お試し住宅使用期間中に催される地域の行事には積極的に参加すること。
- (6) お試し住宅を使用中に出了ごみは、地域のルールに従い排出すること。

(制限される行為)

第6条 使用者は、条例第8条に掲げるもののほか、お試し住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為
- (2) 外部から受注を受けて就業(内職)又は営業をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書その他の印刷物を貼付し、又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為
- (7) 政治活動その他これに類する行為
- (8) お試し住宅の全部若しくは一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (9) お試し住宅内及びお試し住宅敷地内で、動物の飼育又は植物の栽培をすること。
- (10) 建物の建築又は工作物の設置
- (11) お試し使用許可書に記載された者以外の者を居住させること。
- (12) 使用期間中無断で玄関鍵の暗証番号を変更すること。

(許可の取消し)

第7条 市長は、条例第9条の規定により許可を取り消した場合は、お試し住宅使用許可取消通知書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭で許可を取り消した後に、使用者に書面で通知するものとする。

(明渡し)

第8条 使用者は、お試し住宅の使用期間が満了する場合又は使用をやめる場合は、当該期間が終了する日までに、又は条例第9条の規定により使用許可が取り消された場合は直ちに明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、お試し住宅を原状に回復しなければならない。

- 2 使用者は前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。
- 3 使用者はお試し住宅を明け渡すときは、管理担当職員の検査を受けなければならない。
- 4 使用者は、第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(終了報告)

第9条 使用者は、お試し住宅使用終了時(第7条の規定により許可を取り消された場合を除く。)に、お試し住宅使用終了報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(立入り)

第10条 市長は、お試し住宅の防火、火災の延焼、構造の安全その他お試し住宅の管理上特に必要があると認めるときは、使用者の承諾を得ずにお試し住宅内に立ち入ることができる。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(使用期間の延長)

第11条 使用者は、条例第5条第2項の規定により使用期間の延長をしようとする場合は、使用期間の終了する前に市長に対してお試し住宅使用期間延長許可申請書(様式第6号)を提出するものとする。

2 市長は、提出されたお試し住宅使用期間延長許可申請書の内容を審査して使用の適否を決定し、その結果についてお試し住宅使用期間延長許可通知書(様式第7号)又はお試し住宅使用期間延長却下通知書(様式第8号)により使用者に通知するものとする。

(使用期間の延長後の対応)

第12条 前条第2項による使用期間延長の許可を受けた使用者のお試し住宅の使用については、第4条から第10条までの規定を適用する。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第25号)

この規則は、平成30年12月28日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

お試し住宅使用許可申請書

年 月 日

菊池市長様

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
(利用登録者コード _____)

きくち暮らしお試し住宅を使用したいので、きくち暮らしお試し住宅条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
使用住宅	きくち暮らしお試し住宅（菊池市袈裟尾982番地1）		
申請者以外の利用者	年齢	職業	申請者との続柄
電話番号（連絡先）			
メールアドレス			
使用目的・理由	<input type="checkbox"/> 菊池市の気候、風土、環境及び生活を体感するため (具体的に _____)		
	<input type="checkbox"/> 菊池市に移住するための住宅準備のため		
	<input type="checkbox"/> 菊池市へ移住するための就業準備のため		
	<input type="checkbox"/> その他 (具体的に _____)		

（誓約事項）

- 使用許可申請書に記載された事項については、事実と相違ないことを誓約します。
- きくち暮らしお試し住宅条例第4条第2項に規定する要件を全て満たしていることを誓約します。
- きくち暮らしお試し住宅条例施行規則の内容を理解し、その内容を遵守することを誓約します。

（同意事項）

- お試し住宅の使用等について、市長が報告を求め、又は調査を行うことに同意します。
- 記載した個人情報については、菊池市個人情報保護条例に基づき、お試し住宅の使用及び菊池市への移住定住に関する情報提供のために利用されることに同意します。

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

使用許可通知書

様

菊池市長

年 月 日付けで使用許可申請がありました件につきましては、きくち暮らしお試し住宅条例施行規則第2条第3項の規定により、下記のとおり許可します。

つきましては、きくち暮らしお試し住宅条例第6条の規定による使用料を納入してください。

記

1 使用住宅及び使用期間

使用住宅	名称	きくち暮らしお試し住宅		
	所在地	菊池市袈裟尾 982 番地 1		
使用期間	始期	年	月	日から
	終期	年	月	日まで 日間

2 使用者

氏名	年齢	続柄
		本人

3 使用料（光熱水費等負担分）

使用期間×使用料金(税込)	円
---------------	---

4 その他許可条件

遵守義務

- ・お試し住宅を善良な状態に保つこと。
- ・周辺住民と友好的に日常生活を送ること。
- ・お試し住宅及びその付属設備を破損し、汚損し又は滅失したときは、市長が相当と認める額の損害を賠償しなければならない。

様式第3号（第2条関係）

第 号
年 月 日

お試し住宅使用却下通知書

様

菊池市長

年 月 日付けで使用許可申請がありました件につきましては、きくち暮らしお試し住宅条例施行規則第2条第3項の規定により、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

使用却下の理由

（教示）

- この処分に対して不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、菊池市長に対し審査請求をすることができます。
 - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、菊池市を被告として（訴訟において菊池市を代表する者は菊池市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
- ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

お試し住宅使用許可取消通知書

様

菊池市長

年 月 日付け 第 号で許可した件につきましては、きくち暮らし
お試し住宅条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり取り消しましたので通知しま
す。

記

1 使用許可取り消しの理由

2 取り消し後の対応

（教示）

- この処分に対して不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、菊池市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、菊池市を被告として（訴訟において菊池市を代表する者は菊池市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第9条関係）

お試し住宅使用終了報告書

年 月 日

菊池市長 様

使用者 住所 _____
氏名 _____ 印

お試し住宅の使用期間が終了しましたので、きくち暮らしお試し住宅条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使用住宅	きくち暮らしお試し住宅（菊池市袈裟尾982番地1）
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
使用期間に実施したこと	<input type="checkbox"/> 就業に関すること <input type="checkbox"/> 住宅に関すること <input type="checkbox"/> その他（ ）
使用してみた感想	
具体的な成果	<input type="checkbox"/> 就業関係の候補が決まった <input type="checkbox"/> 居住する住宅の候補が決まった <input type="checkbox"/> その他（ ）
今後移住に向けて相談したいこと	<input type="checkbox"/> 就業について <input type="checkbox"/> 住宅について <input type="checkbox"/> その他（ ）
お試し滞在を終えての移住に関する意向	<input type="checkbox"/> 具体的に相談したい <input type="checkbox"/> 資料を送ってほしい <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他感じられたこと	

※提供いただいた個人情報については、菊池市個人情報保護条例に基づき、お試し住宅の使用及び菊池市への移住定住に関する情報提供のために利用します。

様式第6号（第11条関係）

お試し住宅使用期間延長許可申請書

年 月 日

菊池市長 様

使用者 住所 _____
氏名 _____ 印

年 月 日付け 第 号で許可されたお試し住宅の使用について、使用期間を延長したいので、きくち暮らしお試し住宅条例施行規則第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用期間（当初）	年 月 日から 年 月 日まで 日間
使用期間（延長後）	年 月 日から 年 月 日まで 日間
使用住宅	きくち暮らしお試し住宅（菊池市袈裟尾982番地1）
同居する使用者	
使用期間を延長する理由	

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

お試し住宅使用期間延長許可通知書

様

菊池市長

年 月 日付けで使用期間延長許可申請がありました件につきましては、
きくち暮らしお試し住宅条例施行規則第11条第2項の規定により、下記のとおり許可しま
す。

記

1 使用住宅・使用期間・使用者

使用住宅	名称	きくち暮らしお試し住宅	
	所在地	菊池市袈裟尾982番地1	
使用期間 (延長後)	始期	年 月 日	
	終期	年 月 日 (日間延長)	
延長を許可する使 用者			

2 追加される使用料 円

3 その他許可条件

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

お試し住宅使用期間延長却下通知書

様

菊池市長

年 月 日付けで使用期間延長許可申請がありました件につきましては、きくち暮らしお試し住宅条例施行規則11条第2項の規定により、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

使用期間延長却下の理由

（教示）

- この処分に対して不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、菊池市長に対し審査請求をすることができます。
 - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、菊池市を被告として（訴訟において菊池市を代表する者は菊池市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
- ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 号(第 2 条関係)

様式第 2 号(第 2 条関係)

様式第 3 号(第 2 条関係)

様式第 4 号(第 7 条関係)

様式第 5 号(第 9 条関係)

様式第 6 号(第 11 条関係)

様式第 7 号(第 11 条関係)

様式第 8 号(第 11 条関係)